

公益財団法人東京 YWCA 留学生支援事業
資金支給規程

第1条（目的）

この規程は、「留学生の母親」委員会運営規程第15条に係る留学生資金特定資産（以下、「留学生資金」という。）を活用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（留学生資金の目的）

留学生資金の目的は、日本で学ぶ外国人留学生（以下、「留学生」という。）が経済的な困難に陥ったときに、当該資金を貸与または供与することにより、留学の目的を達成できるよう、財政的にサポートすることである。

第3条（経済的な困難の定義）

この規程でいう留学生の経済的な困難とは、母国からの仕送りの遅れや当該留学生が病気、不慮の事故あるいは災害等によりアルバイト収入が減少し授業料の支払いが困難になった、あるいは授業料を支払った結果、生活費が足りなくなった等の一時的な困窮をいう。

第4条（留学生資金の使途）

留学生資金の使途は、次の通りとする。

- （1）留学生資金貸与
- （2）留学生資金緊急時短期貸与
- （3）留学生資金供与

2 前項によらず、天災、感染症等により緊急を要する事案が発生した場合、理事会の決議を経て、臨時の貸与、供与を設定することができる。

3 前項の臨時貸与、供与の申請及び貸与、供与に係る制度は資金小委員会が設計し、「留学生の母親」委員会を通して平和と人権事業部の議を経て、理事会が決定するものとする。

第5条（留学生資金貸与の対象者）

留学生資金貸与の対象者は、次の留学生とする。

- （1）組み合わせ留学生
- （2）前号以外の大学、大学院、短大、専門学校に在籍する留学生。ただし、交換留学生、研究生、聴講生は、対象としない。

3 日本語学校生は、第1項第2号に掲げるいずれかに入学が確定し入学金を払った結果、経済的な困難となった場合は対象とすることができる。

4 東京 YWCA「留学生の母親」運動の当該年度における奨学金受給者は、対象としない。

第6条（留学生資金貸与の金額）

留学生資金貸与は、1回につき、上限10万円とする。

2 留学生資金貸与は無利子とする。

第7条（留学生資金貸与の貸与期間）

留学生資金貸与の貸与期間は、貸与した翌月から12か月以内とする。

第8条（留学生資金貸与の審査）

留学生資金貸与を望む留学生の審査は、資金小委員会が行う。

第9条（審査に必要な書類）

審査に必要な書類は次の通りとする。

- (1) 留学生資金貸与申込書
 - (2) 在留カード
 - (3) 学生証
 - (4) パスポート
- 2 前項の書類は、原本でなければならない。
 - 3 当該留学生は本人でなければならない。
 - 4 審査は面接によって行う。

第10条（可否の通知）

可否の結果は、審査の終了後に速やかに、当該留学生に直接伝えるものとする。

第11条（貸与の手続き）

貸与が決まった留学生は、貸与を受ける前に別掲に掲げる次の書類を記載し提出しなければならない。

- (1) 借用書
 - (2) 誓約書
 - (3) 返済計画書
- 2 貸与は、次のいずれかの方法とする。
 - (1) 留学生本人の金融機関の口座への振込
 - (2) 留学生本人への現金手渡し
 - 3 前項第2号の場合、領収証と引き換えとする。

第12条（貸与を受けた留学生の義務）

貸与を受けた留学生は、次の義務を有する。

- (1) 留学生資金貸与申込書に記載した住所、電話番号等に変更が生じた場合の報告
- (2) 何らかの理由で返済計画を変更したい場合の申し出

第13条（留学生資金緊急時短期貸与）

一時的に極端な経済的な困難となり、貸与上限額 10 万円では解決しない案件のために、1 か月以内に返済が可能な場合の特例として上限 20 万円を無利子で貸与可能とする留学生資金緊急時短期貸与を設ける。

2 留学生資金緊急時短期貸与を利用したい留学生は、メンバーの紹介を要する。

第 14 条（留学生資金緊急時短期貸与の決定と手続き）

留学生資金緊急時短期貸与の決定は、資金小委員会の協議により決定する。

2 留学生資金緊急時短期貸与の貸与手続き等は、留学生資金に準ずる。

第 15 条（留学生資金供与）

留学生資金供与とは、「留学生の母親」運動に登録したメンバー（以下、「メンバー」という。）の組み合わせ留学生が、病気、災害等、不慮の事故等により、経済的支援が必要になった場合、メンバーが支給を申し込むことで、留学生資金から供与が可能となる制度をいう。

2 留学生資金供与は返済不要とし、1 人の留学生に対し、上限 5 万円とする。

3 前号の留学生は、日本に留学中の期間に 3 回まで留学生資金供与の制度を利用することができる。

第 16 条（留学生資金供与の審査）

留学生資金供与の審査は、資金小委員会が行う。

第 17 条（供与の手続き）

資金小委員会は、供与が決まった留学生から個人の金融機関の口座の提供を受け、1 か月以内に決定した供与の額を振り込むものとする。

第 18 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、「留学生の母親」委員会及び平和と人権事業部を経て理事会が行う。

附則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。